

市第14号議案

横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する
条例の一部改正

横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年5月20日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する
条例の一部を改正する条例

横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年7月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第10項中「、第5号及び第6号」を「及び第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

提 案 理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 1（第 3 条第 1 号）

（第 1 項から第 9 項まで省略）

- 10 港湾関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる
目的とする店舗及び飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正
化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」と
いう。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 11 項
、第 5 号及び第 6
号に規定する営業の用に供するものを除く。以下同じ。）で、
市長が指定する規模以下のもの並びにこれらの附帯施設

（第 11 項から第 13 項まで省略）